

海上保安庁防災業務計画

令和3年9月

海上保安庁

海上保安庁防災業務計画目次

第1章	総 則	- 1 -
第1	目 的	- 1 -
第2	用語の定義	- 1 -
第3	実施方針	- 3 -
第4	防災業務計画の見直し	- 3 -
第5	マニュアルの作成	- 4 -
第2章	災害予防	- 5 -
第1	海上における災害予防	- 5 -
第2	船艇、航空機等の整備	- 5 -
第3	防災体制の整備	- 8 -
第4	参集要員の宿舎の貸与	- 10 -
第5	非常用食料等の備蓄	- 11 -
第6	協力体制の確立	- 11 -
第7	広報・記録体制の整備	- 11 -
第8	訓 練	- 12 -
第9	教育及び指導	- 13 -
第10	専門家の育成強化	- 14 -
第11	調査研究等	- 14 -
第3章	災害応急対策	- 16 -
第1節	災害の発生が予想されるとき の災害応急対策	- 16 -
第1	情報の伝達・周知（第2節、第3節及び第4節に定めるときを除く。）	- 16 -
第2	情報の収集及び情報連絡（第2節及び第3節に定めるときを除く。）	- 16 -
第3	情報通信手段の確保	- 17 -
第4	活動体制の確立（第2節及び第3節に定めるときを除く。）	- 17 -
第5	船艇、航空機等の出動、派遣等（第2節及び第3節に定めるときを除く。）	- 18 -
第6	海上交通安全の確保	- 18 -
第7	危険物の保安措置	- 18 -
第8	警戒区域の設定	- 19 -
第9	治安の維持	- 19 -
第10	緊急輸送	- 19 -
第11	広報	- 19 -
第12	庁舎、航路標識等の保全に関する措置	- 20 -
第2節	強化地域に係る大規模な地震発生前 の災害応急対策	- 20 -
第1	警戒宣言等の伝達	- 20 -
第2	情報の収集及び情報連絡	- 21 -
第3	活動体制の確立	- 21 -
第4	船艇、航空機等の出動、派遣等	- 22 -

第 3 節	推進地域に係る大規模な地震発生前の災害応急対策	- 23 -
第 1	南海トラフ地震臨時情報等の伝達	- 23 -
第 2	情報の収集及び情報連絡	- 23 -
第 3	活動体制の確立	- 24 -
第 4	船艇、航空機等の出動、派遣等	- 25 -
第 4 節	施設敷地緊急事態等が発生したときの災害応急対策	- 26 -
第 1	施設敷地緊急事態等に関する情報の伝達	- 26 -
第 2	放射能影響の把握	- 27 -
第 3	緊急時モニタリングの支援	- 27 -
第 4	災害応急対策における安全確保	- 27 -
第 5 節	災害が発生したときの災害応急対策	- 27 -
第 1	情報の収集及び情報連絡	- 28 -
第 2	情報通信手段の確保	- 29 -
第 3	活動体制の確立	- 29 -
第 4	船艇、航空機等の出動、派遣等	- 30 -
第 5	警報等の伝達（原子力緊急事態宣言等に係る情報の伝達を除く。）	- 30 -
第 6	海難救助等	- 31 -
第 7	緊急輸送	- 32 -
第 8	物資の無償貸付又は譲与	- 32 -
第 9	関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援	- 33 -
第 10	流出油等の防除等	- 33 -
第 11	海上交通安全の確保	- 34 -
第 12	危険物の保安措置	- 35 -
第 13	警戒区域の設定	- 35 -
第 14	治安の維持	- 35 -
第 15	自発的支援の受入れ	- 36 -
第 16	物資の収用、保管等	- 36 -
第 17	自衛隊への災害派遣要請	- 36 -
第 18	広報	- 36 -
第 6 節	原子力緊急事態等が発生したときの災害応急対策	- 37 -
第 1	原子力緊急事態宣言等の伝達	- 37 -
第 2	屋内退避等の防護活動の実施	- 37 -
第 3	放射能影響の把握	- 37 -
第 4	緊急時モニタリングの支援	- 37 -
第 5	緊急事態応急対策における安全確保	- 38 -
第 7 節	原子力艦に係る災害応急対策	- 38 -
第 4 章	災害復旧・復興支援対策	- 39 -
第 1	海上交通安全の確保	- 39 -
第 2	海底地形の調査等	- 39 -
第 3	原子力災害事後対策	- 39 -
第 5 章	地域防災計画の作成の基準	- 40 -
第 1	災害予防	- 40 -

第 2	災害応急対策	40
第 3	災害復旧・復興対策	40

海上保安庁防災業務計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第36条第1項及び37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条の規定に基づき、海上保安庁が防災に関し執るべき措置及び当該措置に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災業務 災害（災対法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）を未然に防止し、又は災害が発生したときに、その被害の拡大を防ぐために実施する業務及び災害の復旧・復興に係る支援業務をいう。
- (2) 強化地域 大震法第3条第1項に規定する地震防災に関する対策を強化する必要がある地震防災対策強化地域をいう。
- (3) 警戒宣言 大震法第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。
- (4) 推進地域 南海トラフ法第3条第1項に規定する地震防災対策を推進する必要がある南海トラフ地震防災対策推進地域をいう。
- (5) 特定事象 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により原子力防災管理者（原災法第9条第1項に規定する原子力防災管理者をいう。）が通報を行うべき事象をいう。
- (6) 施設敷地緊急事態 特定事象のうち原災法第6条の2第1項の規定により

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。

- (7) 全面緊急事態 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。
- (8) 原子力緊急事態 原災法第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態をいう。
- (9) 原子力緊急事態宣言 原災法第 15 条第 2 項の規定により内閣総理大臣が発する原子力緊急事態宣言をいう。
- (10) 管区本部等 管区海上保安本部（以下「管区本部」という。）及びその事務所をいう。
- (11) 関係機関 災対法第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関（海上保安庁を除く。）、同条第 4 号に規定する指定地方行政機関（管区本部を除く。）、同条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。
- (12) 関係事業者 海運会社、石油会社、漁業関係者その他の関係者及びその団体をいう。
- (13) 船艇 海上保安庁が所有する巡視船、巡視艇及び特殊警備救難艇（以下「巡視船艇等」という。）、測量船並びに灯台見回り船をいう。
- (14) 航空機 海上保安庁が所有する飛行機及び回転翼航空機をいう。
- (15) 政府本部等 以下に掲げる対策本部をいう。

イ 災対法第 23 条に規定する地方公共団体の災害対策本部及び現地災害対策本部

ロ 同法第 23 条の 3 に規定する政府の特定災害対策本部及び同法第 23 条の 4 に規定する特定災害現地対策本部

ハ 同法第 24 条に規定する政府の非常災害対策本部及び同法 25 条に規定する非常災害現地対策本部

ニ 同法第 28 条の 2 に規定する政府の緊急災害対策本部及び同法第 28 条の 3 に規定する緊急災害現地対策本部

ホ 防災基本計画（令和 3 年 5 月 25 日中央防災会議決定）第 8 編（海上災害対策編）第 2 章第 1 節 6 (3) に規定する警戒本部及び連絡調整本部（以下「警戒本部等」という。）

ヘ 原災法第 16 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部及び同法第 17 条第

9 項に規定する原子力災害現地対策本部

ト 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 29 条に規定する地方公共団体の現地防災本部

(16) 油 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）第 3 条第 2 号に規定する油をいう。

(17) 有害液体物質 海防法第 3 条第 3 号に規定する有害液体物質をいう。

(18) 危険物 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する危険物及び海防法第 3 条第 16 号に規定する危険物をいう。

(19) 油等 油、有害液体物質その他の海洋を汚染する物質をいう。

(20) 情報通信施設 海上保安庁の使用する海上保安業務の実施に必要な情報の処理を行うために設置された電子計算機及びその周辺装置等（以下「情報システム」という。）並びに通信施設をいう。

第 3 実施方針

この計画の実施に当たっては、人命の安全の確保を第一義とし、関係機関、地方公共団体、関係事業者、ボランティア団体、地域住民等と密接な連携を図り、もって、積極的、計画的かつ的確に防災業務が実施されるよう努めるものとする。

特に、災害応急対策にあつては、四面を海に囲まれた我が国としては、海域の安全確保とその活用が必要不可欠であり、これらのことを念頭に置き、臨機応変、迅速かつ積極的な対応が必要である。さらに、平成 23 年の東日本大震災においては、広域かつ複合的な災害に対応してきたところであり、その経験を十分に踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、災害応急対応等の一層の充実を図る。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第 4 防災業務計画の見直し

この計画は、災害予防の推進、災害応急対策の実施の経験の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じ修正を加えていくものとする。

第5 マニュアルの作成

長官及び管区本部等の長は、この計画に基づき、地域の実情に応じ具体的な防災業務の実施内容を明記したマニュアル（第2章第8において「マニュアル」という。）を作成するとともに、随時見直しを行い、必要が生じた場合は、その都度これを修正するものとする。

その中で、海上保安庁の庁舎等自体の機能が阻害される等、業務の継続が困難となることを想定した災害についても対策を講じておくものとする。

第2章 災害予防

海上における災害の発生の防止のため及び災害が発生したときに備え、海上保安庁が事前に整備する災害予防に関する事項は、次のとおりとする。

第1 海上における災害予防

海上における災害を予防するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 海図、水路書誌等水路図誌の整備
- (2) 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、情報提供等の実施
- (3) 危険物荷役における安全防災対策の指導
- (4) 航路標識の整備
- (5) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施
- (6) 海上施設周辺海域等における監視体制の強化並びに情報提供及び錨泊制限等の実施

第2 船艇、航空機等の整備

防災業務を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる船艇、航空機、情報通信施設、防災拠点、資機材、庁舎等の整備を図るものとする。

1 船艇及び航空機

予想される災害応急対策を考慮した船艇及び航空機を整備するものとする。

- (1) 災害対応のため、主に以下の能力を強化した巡視船艇

イ 巡視船

- (イ) 指揮能力
- (ロ) 情報処理能力
- (ハ) 応急医療支援能力
- (ニ) 宿泊能力
- (ホ) 救援物資等の輸送、保管及び提供能力

ロ 巡視艇

- (イ) 消火能力
- (ロ) 夜間捜索監視能力

(ハ) 海中捜索能力

(2) (1)の船艇のほか、以下に掲げる船艇及び航空機

- イ 海難救助又は消火活動に係る能力を強化した巡視船艇及び航空機
- ロ 流出した油等（以下「流出油等」という。）の防除能力を備えた船艇
- ハ 水深が浅い海域でも活動可能な船型及び機動力を有した船艇
- ニ 夜間、荒天時等においても迅速かつ的確な災害応急活動が可能な船艇及び航空機
- ホ 船舶観測データ伝送装置を備えた船艇
- ヘ 高度の情報収集能力を備えた航空機
- ト 救難物資の輸送等のための輸送能力を強化した航空機

2 情報通信施設

予想される災害応急対策を考慮した情報通信施設を整備するものとする。

- (1) 専用通信回線
- (2) 携帯無線機等の通信機器
- (3) 情報通信施設用非常用電源
- (4) 有・無線系、地上・衛星系等による情報伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化
- (5) 映像伝送システム
- (6) 災害時優先電話（加入電話及び携帯電話）
- (7) 防災行政無線
- (8) 防災業務の総合的かつ計画的な実施を確保するための情報システム
- (9) 船舶観測データ集積・伝送システム
- (10) 衛星通信装置（音声、F A X及びデータ通信）

3 防災拠点

以下の防災拠点について必要な設備等の整備を実施するとともに、施設の運用についての体制の整備を行うものとする。

(1) 立川広域防災基地

特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が立川に設置された場合の前進基地及び本庁の代替施設としての整備

強化地域又は南関東地域における大規模な地震等により動員された回転

翼航空機の拠点としての整備

(2) 横浜海上防災基地

東京湾及び関東一円の海上防災の拠点及び第三管区海上保安本部の代替施設としての整備

(3) その他

立川広域防災基地及び横浜海上防災基地の他、国又は地方公共団体が広域的な防災拠点の整備を地方圏ブロック単位において図る場合には、連携を密にしてその整備の推進に努めるものとする。

4 資機材

資機材に関しては、災害応急活動において海・陸・空の関係機関との連携を考慮に入れ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常に把握し、必要に応じて関係機関、地方公共団体及び関係事業者（以下「関係機関等」という。）と情報交換を行うものとする。

(1) 救難用機材（機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置、パラシュート付コンテナ等）の整備

(2) 消防用資機材（ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等）の整備

(3) 流出油等防除用資機材（オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等）の整備

(4) 原子力防災用資機材（汚染防護服、放射線測定器等）の整備

(5) 気象用機材（気象ファックス等）の整備

(6) 水路測量・観測用機材（音響測深機、測位機、験流器等）の整備

(7) 航路標識用機材（灯器、標体、非常用電源等）の整備

(8) 広報・記録用資機材（ビデオカメラ等）の整備

5 庁舎等

庁舎等の整備に関しては、供用期間中に1～2度程度遭遇する可能性のある一般的な地震動に対して機能に重大な支障が生じず、比較的稀であるが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動に際しても人命及び業務継続に重大な影響を与えないことを基本的な目標として耐震性の確保に努めるほか、その他の災害に対しても機能に重大な支障を生じないような

構造及び配置を確保するよう努めるものとする。

特に、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急活動等にとって著しい妨げとなるおそれがある情報通信施設については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に対しても他と比べ耐震性能に余裕をもたせることを目標とする。

また、庁舎等既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するとともに、各事務所内のロッカー、机の転倒防止等被害防止対策を実施するものとする。

さらに、津波等による浸水対策として非常用発電機、非常用物資保管庫、情報通信施設等の上層階への設置を推進する。

6 その他

- (1) 自ら保有する情報システム及びデータのバックアップ対策の整備
- (2) 収集及び蓄積した情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化を推進し、関係機関及び地方公共団体等の利用の促進が円滑に実施されるような情報システムの整備
- (3) 民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多種多様な災害関連情報を収集し、また当庁の災害関連情報の提供が可能な情報システムの整備

第3 防災体制の整備

災害の発生が予想される時又は災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の体制をあらかじめ整備するものとする。

その際、大規模な地震等の災害により交通手段の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により、非常配備又は警戒配備要員あるいは対策本部職員の確保が困難な場合に備え、代替要員をあらかじめ定めておく等、災害応急対策が円滑に行われるよう配慮するものとする。

また、防災体制の整備に当たっては、職員の保健及び危険の防止並びに災害対応能力を強化した巡視船艇の活用について配慮するものとする。

1 非常配備等の発令

管区本部の長は、災害の発生が予想される時（気象庁が東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したときを除く。）に非常配

備又は警戒配備を発令するための体制を整備するものとする。

2 対策本部の設置

- (1) 長官及び管区本部等の長は、海上保安庁地震災害対策本部規則に基づく地震災害対策本部を設置・運営するための体制を整備するものとする。
- (2) 長官及び管区本部等の長は、災害（大規模な地震災害を除く。）の発生が予想される時又は災害が発生したときに大規模海難等対策本部規則等に基づく対策本部を設置・運営するための体制を整備するものとする。
- (3) 長官及び管区本部等の長は、対策本部（上記(1)の地震災害対策本部及び(2)の対策本部をいう。以下同じ。）を設置・運営するための体制の整備に当たっては、地震災害警戒本部（大震法第10条に規定する政府の地震災害警戒本部及び同法第16条に規定する地方公共団体の地震災害警戒本部をいう。以下同じ。）若しくは政府本部等若しくは関係機関等の対策本部等へ職員を派遣する場合又は警戒本部等を設置・運営する場合を想定した要員の適正割り振りについても考慮するものとする。
- (4) 長官及び管区本部等の長は、対策本部を設置するための体制を整備するに当たっては、巡視船上への設置についても考慮するものとする。

3 参集体制の整備

長官及び管区本部等の長は、上記1及び2の体制を実施するために、呼集要領及び参集基準を定め、自動参集基準等参集体制を整備するものとする。

また、職員の参集基準を定めるに当たっては、職員又は職員の家族等の被災に対する支援要員の確保についても配慮するものとする。

4 津波に対する体制の整備等

- (1) 管区本部等の長は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係事業者等からなる協議会等の体制を整備し、津波による被害の発生が予想される場合における船舶が執るべき措置等について、次の事項を含む港内津波対策について協議、決定するものとする。
 - イ 津波防災情報図等を活用し、港内における津波影響を調査すること。
 - ロ 船舶ごとに執るべき対応の一覧表等の船舶対応策を策定すること。
 - ハ 津波発生時に船舶に対して避難勧告を発出する要領を策定すること。
- (2) 長官及び管区本部等の長は、気象庁から津波警報・注意報が発表された

ときに、当該津波の高さ等に応じ、職員、船艇及び航空機が執るべき対応をあらかじめ定め、これに基づき即座に対応できる体制を整備するものとする。

5 船艇及び航空機の動員計画等

強化地域に係る警戒宣言が発令されたとき及び気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき並びに大規模な災害が発生したときに備え、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項に関する計画を定めるものとする。

- (1) 船艇及び航空機の派遣
- (2) 職員の派遣
- (3) 資機材の動員

6 その他の体制の整備

長官及び管区本部等の長は、次の事項について体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害発生時における情報の収集及び整理・分析に専念する派遣チームの整備
- (2) 情報通信施設の被災状況等の迅速かつ的確な把握による円滑な情報システム回線等の復旧のための体制の整備（非常通信協議会（電波法（昭和25年法律第131号）第74条の2の規定に基づく総務大臣の要請を受け結成された中央、地方及び地区の非常通信協議会をいう。）及び電気通信事業者との連携についても配慮する。）
- (3) 民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多種多様な災害関連情報等を収集するための体制の整備
- (4) 防災対策を効果的に行うために必要となる各種情報の収集、管理及びその情報を迅速かつ的確に関係機関等に提供する体制の整備

第4 参集要員の宿舎の貸与

長官及び管区本部等の長は、非常参集職員に宿舎を貸与するに当たっては、災害が発生したときに、参集体制が確保できるよう配慮するものとする。

第5 非常用食料等の備蓄

長官及び管区本部等の長は、大規模な地震等の災害により庁舎等が被災し、対策本部等の維持が困難な場合に備え、仮設用テント、照明装置、簡易トイレ等の備蓄に努めるほか、災害応急対策に従事する職員のための非常用食料、飲料水、毛布、医薬品等の応急物資を十分備蓄しておくものとする。

なお、備蓄に関しては、管区本部等のほか、立川広域防災基地及び横浜海上防災基地を活用して行うものとする。

第6 協力体制の確立

- 1 関係機関等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、長官及び管区本部等の長は、地震災害警戒本部若しくは政府本部等又は関係機関等の対策本部等が設置されたときに、地震災害警戒本部若しくは政府本部等又は関係機関等の対策本部等へそれぞれ職員を派遣する体制を整備する等関係機関等との協力体制の確立を図るものとする。

なお、非常配備又は警戒配備を発令したときにあっても、積極的に関係機関等との協力体制の確立に努めるものとする。

- 3 関係機関等と定期的な連絡会議等を開催し、当庁の災害発生時における災害応急対策の内容のみならず、通常時の業務内容等について説明し、広く理解と協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、関係機関又は地方公共団体と相互応援に関する協定等を締結するとともに、これらの機関から相互応援に関する協定の締結等の申入れがあった場合には、積極的にこれに協力するものとする。

- 4 自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づく自衛隊への派遣要請を迅速に行うため、必要な準備を整えておくものとする。
- 5 我が国周辺海域における海上災害に迅速かつ的確に対応するため、国際的な協力体制の強化を図るものとする。

第7 広報・記録体制の整備

長官並びに管区本部等及び船艇の長は、災害の発生が予想される時及び災害が発生したときに適時適切な広報・記録を円滑に実施するため、次に掲げる事項の整備に努めるものとする。

- (1) 広報・記録を実施する要員の指名及び教育訓練体制
- (2) 広報・記録の実施に必要な情報の伝達及び部内連絡調整体制
- (3) 報道機関との連携・協力体制

第8 訓 練

防災業務を迅速かつ的確に実施するため、国が行う総合防災訓練に参画するほか、次に掲げる訓練を個別に又は組み合わせて年1回以上行うものとし、逐年その内容を高度なものとするよう努めるものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、被害想定を明らかにするとともに大規模な津波被害を含め、様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとするほか、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合にはマニュアルの見直し等体制改善を図るものとする。

また、関係機関等に対し訓練への参加を要請するとともに、積極的に関係機関等の行う訓練に参加するものとする。この場合にあつては、とりわけ情報の伝達、緊急輸送活動、陸上への支援活動、大量の流出油等の防除活動等について、参加した機関のそれぞれの機能の有機的な連携が十分図られたものとなるよう努めるものとする。

- (1) 非常配備若しくは警戒配備が発令されたとき又は対策本部の設置が決定されたときの職員の呼集、情報の伝達及び参集等に関する訓練
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときの職員の呼集並びに警戒宣言が発令されたときの警戒宣言の伝達及び船艇、航空機等の動員手続等に関する訓練
- (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときの職員の呼集、情報の伝達及び船艇、航空機等の動員手続等に関する訓練
- (4) 災害の発生が予想される時及び災害が発生したときの警報等の伝達、海難救助、消防、流出油等の防除、港内における船舶津波対策、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送等に関する訓練

- (5) 通信ふくそう時及び途絶時を想定した通信の統制、重要通信の確保等に関する訓練
- (6) 対策本部の設置・運営訓練
- (7) 広報・記録の実施に関する訓練

第9 教育及び指導

- 1 職員に対しては、災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したときに災害応急対策を迅速かつ円滑に行えるよう、平常業務を通じて、次に掲げる地震災害、津波災害、海上災害その他の災害への対応に関する基礎教育を行うとともに、対策本部職員に対しては更に専門知識、技術の習得に努める等個々の防災能力の向上を図るものとする。

また、海上保安大学校及び海上保安学校においても同様に、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 地震、津波、高潮、台風等に関する知識
- (2) 原子力災害に関する知識
- (3) 災害関係法令及びその運用に関する知識
- (4) 強化地域における警戒宣言の発表等政府の執る措置の内容
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (6) 海上保安庁が講ずべき災害応急対策の具体的な内容
 - イ 災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したときに具体的に執るべき行動に関する指針
 - ロ 流出油等の防除に関する知識
 - ハ 原子力災害への対応に関する知識
- (7) 情報の収集、分析及び伝達に関する内容
- (8) 使用する資機材や装備の使用手法等
- (9) 関係機関等との連携
- (10) 広報・記録に関する知識及び技能
- (11) 今後取り組む必要のある防災上の課題

(12) その他防災に関して必要な事項

- 2 関係事業者の防災訓練の積極的実施を促進するものとする。
- 3 関係者及び国民に対しては、次により地震災害、津波災害、海上災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災思想の普及及び高揚を図るものとする。
 - (1) 防災に関する講習会を開催し、防災関係資料の配付等を行う。
 - (2) 巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。
 - (3) 関係機関及び地方公共団体が主催する防災に関する展示会等に積極的に参加し、防災関係資料の展示及び配付等を行う。

第 10 専門家の育成強化

防災業務を迅速かつ的確に実施するため、海上における特殊な災害に対応できる特殊救難隊及び機動防除隊並びに情報の分析等に関する専門家の育成強化に努めるものとする。

第 11 調査研究等

- 1 防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる資料等を収集、整理し、予想される災害の規模、被害の程度及びその対応策の検討を行うほか、必要な調査研究を行うものとする。この場合、海外研究機関を含む研究機関はもとより、関係機関等との連携に努め、これらの成果については、防災施策に活かしていくとともに、関係機関等への情報提供等を推進するものとする。
 - (1) 港湾の状況（危険物の荷役場所及び貯蔵場所、貯木場、はしけだまり、在泊船舶等の状況）
 - (2) 原子力施設、核燃料物質等の運搬の状況（所在地、輸送物の種類等）
 - (3) 避難港及び避泊地の状況
 - (4) 港別入港可能船艇の調査（水深、岸壁の状況等）
 - (5) 防災のために使用する船舶、資機材等（種類、数量、配備場所等）
 - (6) 地方公共団体等が災害発生時の緊急輸送活動のために緊急輸送ネットワ

ークとして指定した輸送施設（道路、港湾、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）の状況

(7) 防災に関する専門家

(8) 災害の発生状況及び防災上の教訓

(9) 関係機関の防災業務計画、地方公共団体の地域防災計画等

2 1の資料のほか、自然情報、社会情報、防災情報等の収集及び蓄積に努め、それらをもとに総合的な防災情報を網羅した図面等の作成を行うものとする。

3 上記1(5)及び(7)の資料のうち、流出油等の防除等に関する国内の分野別専門家及び防除資機材に関する情報については、関係機関等の協力を得て一元化し、関係機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努めるものとする。

4 海防法第42条の13第1項に規定する指定海上防災機関（以下「指定海上防災機関」という。）等が実施する流出油等の防除に関する調査研究等が積極的に進められるよう支援するものとする。

5 流出油等の的確な防除に資するため、流出油等の漂流予測技術の向上を図るものとする。

6 地震予知、津波予想等のため、関係機関との連携を図りつつ、地殻変動観測や海底地形調査等の調査研究の推進、観測データ及び研究成果の流通の促進、調査研究体制の充実等を図るものとする。

7 火山噴火現象の把握及び船舶の航行安全確保のため、日本周辺の海域火山の航空機による定期巡回監視等、調査体制の充実を図るものとする。

第3章 災害応急対策

海上保安庁が災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したときに行う災害応急対策に関する事項は、次のとおりとする。

また、長官及び管区本部等の長は、災害応急対策を講ずるに当たって、船艇及び航空機の運航等による職員の危険の防止に努めるとともに、特定の職員に過度の負担がかからないようにする等職員の保健について配慮するものとする。

さらに、災害応急対策に従事する職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、災害応急対策を講ずるに当たっては、災害対応能力を強化した巡視船艇をその有する能力に応じて積極的に活用するよう配慮するものとする。

第1節 災害の発生が予想されるとき災害応急対策

災害の発生が予想されるときは、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる災害応急対策を講ずるものとする。この場合にあつては、関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

第1 情報の伝達・周知（第2節、第3節及び第4節に定めるときを除く。）

- 1 長官及び管区本部等の長は、地震等災害に関する情報について、別に定めるところにより迅速かつ的確に伝達するとともに、必要に応じて関係機関等に伝達するものとする。
- 2 船舶等に対する災害に関する情報の伝達は、次により行うものとする。
 - (1) 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。
 - (2) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
 - (3) 被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

第2 情報の収集及び情報連絡（第2節及び第3節に定めるときを除く。）

- 1 長官及び管区本部等の長は、予想される災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する

とともに、政府本部等及び関係機関等と密接な情報交換等を行うものとする。

- 2 本庁、管区本部等、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行うものとする。

管区本部等は、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡するものとする。

管区本部は、収集した情報を一括整理して本庁へ報告するものとする。

本庁においては、必要に応じて情報を内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係機関等へ連絡するものとする。

政府本部等が設置されている場合は、本庁及び管区本部等は必要な情報を政府本部等へ連絡するものとする。

第3 情報通信手段の確保

長官及び管区本部等の長は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 携帯無線機、衛星通信装置、携帯電話等を搭載した船艇を配備する。
- (2) 非常の場合の通信（電波法第74条に規定する通信をいう。以下同じ。）を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- (3) 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- (4) 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。
- (5) 行政情報システム、海上保安業務システム等の端末増設を行う。

第4 活動体制の確立(第2節及び第3節に定めるときを除く。)

災害の発生が予想されるときは、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。
- (2) 政府本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との

協力体制を確保する。

- (3) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇、航空機等の食料、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

第5 船艇、航空機等の出動、派遣等（第2節及び第3節に定めるときを除く。）

災害の発生が予想されるときは、管区本部等の長は、情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、必要に応じて、所属の船艇及び航空機に食料、飲料水、燃料のほか、所要の資機材、情報通信機器等を搭載させ、被害の発生が予想される周辺海域に出動させるとともに、管下職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等により所要の即応体制をとらせるものとする。

ただし、災害に関する情報の周知に従事させる船艇及び航空機にあつては、これらの措置を講ずることなく可及的速やかに出動させるものとする。

また、長官は、予想される被害状況、被害規模等を勘案し、本庁及び隣接管区本部等の船艇、航空機及び職員を災害応急対策を実施する管区本部に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

第6 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- (2) 港内、狭水道等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第7 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第8 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災対法第63条第1項及び第2項の規定により、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

第9 治安の維持

海上における犯罪の予防・取締り及び混乱の防止を図るため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 被害が予想される地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第10 緊急輸送

人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、船艇及び航空機の輸送力の目安は、別紙のとおりとする。

- (1) 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。
- (2) 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

第11 広報

災害の発生が予想されるときは、次に掲げる事項その他海上交通の安全確

保及び当庁の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、政府本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ適時適切な広報の実施に努めるものとする。

なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮するものとする。

- (1) 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発表状況等
- (2) 第1から第10に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第12 庁舎、航路標識等の保全に関する措置

災害による庁舎、航路標識等の倒壊、出火等に備え、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 火気管理の徹底
- (2) 消火設備、非常用電源、予備品等の点検補充、ラジオ等の情報入手手段の確保
- (3) 重要物件の安全な場所への搬出
- (4) その他被災防止上必要な措置

第2節 強化地域に係る大規模な地震発生前の災害応急対策

気象庁から東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報をいう。以下同じ。）が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときは、長官及び管区本部等の長は、第1節の災害応急対策に加え、以下の大震法第2条第14号に規定する地震防災応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）等を講ずるものとする。

第1 警戒宣言等の伝達

- 1 長官は、東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する情報について別に定めるところにより迅速かつ的確に伝達するとともに、管区本部等の長は、関係事業者等に伝達するものとする。
- 2 船舶等に対する東海地震注意情報及び警戒宣言に係る情報の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 強化地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。
- (2) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
- (3) 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

第2 情報の収集及び情報連絡

- 1 長官及び管区本部等の長は、次に掲げる事項その他の地震防災応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとする。

(1) 港内の状況

- イ 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）
- ロ 船舶交通のふくそう状況
- ハ 船だまり、貯木場等の状況

(2) 津波による被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況

(3) 港湾等における避難者の状況

(4) 東海地震に関連する情報の内容その他これらに関連する情報

- 2 本庁、管区本部等、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行うものとする。

管区本部等は、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡するものとする。

管区本部は、収集した情報を一括整理して本庁へ報告するものとする。

本庁においては、必要に応じて情報を内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係機関等へ連絡するものとする。

地震災害警戒本部が設置された後は、本庁及び管区本部等は必要な情報を地震災害警戒本部へ連絡するものとする。

第3 活動体制の確立

- 1 気象庁から東海地震注意情報が発表されたときは、次に掲げる者は、そ

れぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 長官 地震災害対策本部の設置
- (2) 第三及び第四管区本部の長 管区地震災害対策本部の設置
- (3) 第三及び第四管区本部の事務所の長 必要な職員を直ちに参集させる等必要な体制の確立

2 警戒宣言が発令されたときは、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 地震災害対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

なお、地震災害対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。

- (2) 地震災害警戒本部が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、地域の被害状況や当庁への要請等情報収集に努めるとともに関係機関等との協力体制を確保する。
- (3) 地震防災応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇、航空機等の食料、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

第4 船艇、航空機等の出動、派遣等

1 気象庁が東海地震注意情報を発表後、政府による準備行動の開始が公表されたときは、長官及び管区本部等の長は、災害応急対策を実施する所属の船艇及び航空機に、食料、飲料水、燃料のほか、所要の資機材を搭載する等災害応急対策を迅速に実施する上で必要な準備行動を行わせるものとする。

ただし、東海地震注意情報及び警戒宣言に係る情報の周知に従事させる船艇及び航空機にあつては、これらの措置を講ずることなく可及的速やかに出動させるものとする。

2 強化地域に係る警戒宣言が発令されたときは、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 第三及び第四管区本部の長並びにこれらの事務所の長は、必要に応じて、所属の船艇及び航空機を強化地域周辺海域に出動させるとともに、管下職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等により所要の即

応体制をとらせるものとする。

(2) 長官は、予想される被害状況、被害規模等を勘案し、本庁及び隣接管区本部等の職員を災害応急対策を実施する管区本部に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 長官及び管区本部の長は、別に定めるところにより、船艇及び航空機を派遣するものとする。

第3節 推進地域に係る大規模な地震発生前の災害応急対策

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、長官及び管区本部等の長は、第1節に定めるものに加え、以下の災害応急対策を講ずるものとする。

第1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達

1 長官は、災害応急対策に係る措置を執るべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）について別に定めるところにより迅速かつ的確に伝達するとともに、管区本部等の長は、関係事業者等に伝達するものとする。

2 船舶等に対する南海トラフ地震臨時情報等の伝達は、次により行うものとする。

(1) 推進地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

(3) 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

第2 情報の収集及び情報連絡

1 長官及び管区本部等の長は、次に掲げる事項その他の災害応急対策の実

施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとする。

(1) 港内の状況

イ 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）

ロ 船舶交通のふくそう状況

ハ 船だまり、貯木場等の状況

(2) 津波による被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況

(3) 港湾等における避難者の状況

(4) 南海トラフ地震臨時情報等

2 本庁、管区本部等、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行うものとする。

管区本部等は、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡するものとする。

管区本部は、収集した情報を一括整理して本庁へ報告するものとする。

本庁においては、必要に応じて情報を内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係機関等へ連絡するものとする。

政府本部等が設置されている場合は、本庁及び管区本部等は必要な情報を政府本部等へ連絡するものとする。

第3 活動体制の確立

1 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき（当該地震に係る対策本部の設置等必要な体制がすでに確立されているときを除く。）は、次に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

また、引き続き気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときも同様とする。

(1) 長官 地震災害対策本部の設置

(2) 第三、第四、第五、第六、第七、第十及び第十一管区本部の長 管区地震災害対策本部の設置

(3) 第三、第四、第五、第六、第七、第十及び第十一管区本部の事務所の

長 必要な職員を直ちに参集させる等必要な体制の確立

2 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（当該地震に係る対策本部の設置等必要な体制がすでに確立されているときを除く。）は、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 地震災害対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

なお、地震災害対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。

(2) 政府本部等が設置されている場合は、直ちに職員を派遣し、地域の被害状況や当庁への要請等情報収集に努めるとともに関係機関等との協力体制を確保する。

(3) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇、航空機等の食料、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

第4 船艇、航空機等の出動、派遣等

1 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、長官及び管区本部等の長は、災害応急対策を実施する所属の船艇及び航空機に、食料、飲料水、燃料のほか、所要の資機材を搭載する等災害応急対策を迅速に実施する上で必要な準備行動を行わせるものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報等の周知に従事させる船艇及び航空機にあつては、これらの措置を講ずることなく可及的速やかに出動させるものとする。

なお、この措置は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間継続するものとする。

2 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、この措置は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間継続するものとし、当該期間経過後 1 週間、上記 1 に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 第三、第四、第五、第六、第七、第十及び第十一管区本部の長並びにこれらの事務所の長は、必要に応じて、所属の船艇及び航空機を推進地域周辺海域に出動させるとともに、管下職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等により所要の即応体制をとらせるものとする。

(2) 長官は、予想される被害状況、被害規模等を勘案し、本庁及び隣接管区本部等の職員を災害応急対策を実施する管区本部に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 長官及び管区本部の長は、別に定めるところにより、船艇及び航空機を派遣するものとする。

第 4 節 施設敷地緊急事態等が発生したときの災害応急対策

施設敷地緊急事態その他の特定事象（以下「施設敷地緊急事態等」という。）発生の通報を受けたときは、長官及び管区本部等の長は、第 1 節の災害応急対策に加え次の災害応急対策を講ずるものとする。

第 1 施設敷地緊急事態等に関する情報の伝達

施設敷地緊急事態等に関する情報は、船舶等に無用な不安、混乱を与えることがないように関係機関と連携を密にし、次により行うものとする。

1 施設敷地緊急事態等が発生した場所周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

2 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

3 施設敷地緊急事態等が発生した場所周辺沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

第2 放射能影響の把握

防災基本計画第12編（原子力災害対策編）第2章第1節5(1)及び(2)により原子力規制委員会、現地事故対策連絡会議等から、モニタリングの結果等必要な情報の収集に努めること。

第3 緊急時モニタリングの支援

管区本部の長は、海上における緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）に関し、原子力規制委員会からの海上保安庁に対する要請又は都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行うこと。

第4 災害応急対策における安全確保

- 1 災害応急対策を行う職員の安全を確保するため、原子力防災資機材を有効に活用すること。
- 2 災害応急対策を実施するにあたっては、モニタリングの実施等による状況把握のほか、専門家等から安全確保上必要な情報を得ること。

第5節 災害が発生したときの災害応急対策

災害が発生したときの災害応急対策としては、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進めるものとする。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していくものとする。

また、災害応急対策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

第1 情報の収集及び情報連絡

- 1 長官及び管区本部等の長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとする。
- 2 上記1のうち、地震災害等にあつては、特に、次に掲げる事項に関し情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況

- イ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ロ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ハ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ニ 石油コンビナートの被害状況
- ホ 流出油等の状況
- ヘ 水路、航路標識の異状の有無
- ト 港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

(3) 震源域付近海域における地殻変動・海底地形変動等の状況

- 3 情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとする。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等にあつては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施するものとする。

なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行うものとする。

- 4 本庁、管区本部等、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行うものとする。

管区本部等は、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡するものとする。

管区本部は、収集した情報を一括整理して本庁へ報告するものとする。

本庁においては、社会的影響が大きい大規模な海上災害が発生した場合等の被害規模に関する概括的な情報等第一次情報等の内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係機関等への連絡を行うとともに、必要に応じ内閣総理大臣へ報告するものとする。

政府本部等又は地震災害警戒本部が設置されている場合は、本庁及び管区本部等は必要な情報を政府本部等又は地震災害警戒本部へ連絡するものとする。

官邸（内閣官房）から本庁に対し航空機運用総合調整システム（FOCS）を運用する旨の通知があったときは、長官及び管区本部等の長は、同システムを活用するものとする。

第2 情報通信手段の確保

長官及び管区本部等の長は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- (2) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- (4) 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- (5) 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- (6) 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。
- (7) 行政情報システム、海上保安業務システム等の端末機増設を行う。

第3 活動体制の確立

災害が発生したとき（当該災害に係る対策本部の設置等必要な体制がすでに確立されている場合を除く。）は、長官及び管区本部等の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。
- (2) 政府本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、地域の被害状況や当庁に対する要請等情報収集に努めるとともに関係機関等との協力体制を確保する。
- (3) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食料、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。
- (4) 警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずるものとする。

第4 船艇、航空機等の出動、派遣等

災害が発生したときは、管区本部等の長は、被害の第一次情報や情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、所属の船艇及び航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、必要に応じて管下職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

また、長官は、被害状況、被害規模等を勘案し、本庁及び隣接管区本部等の船艇、航空機及び職員を災害応急対策を実施する管区本部に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

なお、東海地震、首都直下地震、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生により、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたとき（事前に強化地域に係る警戒宣言が発令されたとき及び気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときを除く。）における船艇及び航空機の派遣については、別に定めるところによる。

第5 警報等の伝達（原子力緊急事態宣言等（原子力緊急事態宣言及び全面緊急事態発生をいう。以下同じ。）に係る情報の伝達を除く。）

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者に周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- (3) 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

第6 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (4) 救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

第7 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。

この場合、輸送能力を強化した巡視船の活用について配慮するものとする。輸送対象の想定は次のとおりとする。

(1) 第1段階…避難期

- イ 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ロ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ハ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- ニ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階…輸送機能確保期

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料、水、燃料等生命の維持に必要な物資
- ハ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階…応急復旧期

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

第8 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する

る省令」(平成18年国土交通省令第4号)に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

第9 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療支援能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮するものとする。

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (3) その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。

第10 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定することともに、関係機関等と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に流出油等の拡散の防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

- (1) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (2) 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、こ

これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (4) 防除措置を講ずべき者、政府本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。
- (5) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (6) 危険物の防除作業にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (7) 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

第 11 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の

状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第 12 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第 13 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災対法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

第 14 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第 15 自発的支援の受入れ

本庁及び管区本部等においては、政府本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受け入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施するものとする。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮するものとする。

第 16 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行うものとする。

- (1) 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災対法第 78 条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
- (2) 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第 17 自衛隊への災害派遣要請

長官又は管区本部の長は、海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣の要請を行うものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちに、その旨を連絡するものとする。

第 18 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び当庁の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、政府本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努めるものとする。

なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮するものとする。

- (1) 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発表状況等
- (2) 第1から第17に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第6節 原子力緊急事態等が発生したときの災害応急対策

原子力緊急事態宣言が発令されたとき又は全面緊急事態発生の通報を受けたときは、長官及び管区本部等の長は、第5節の災害応急対策のほか、以下の原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を講ずるものとする。

第1 原子力緊急事態宣言等の伝達

原子力緊急事態宣言等に関する情報は、船舶等に無用な不安、混乱を与えることがないように関係機関と連携を密にし、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者等に周知する。

第2 屋内退避等の防護活動の実施

地方公共団体が、警戒区域の設定又は避難のための立退き、屋内への退避若しくは緊急安全確保措置の指示を行った場合は、関係機関と連携して警戒区域の設定等に関する情報の伝達、避難誘導、避難状況の確認等、当該指示等の実効を挙げるために必要な措置を講ずること。

第3 放射能影響の把握

防災基本計画第12編（原子力災害対策編）第2章第1節5(1)及び(2)により原子力災害対策本部、現地対策本部等から、モニタリングの結果等必要な情報の収集に努めること。

第4 緊急時モニタリングの支援

管区本部の長は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部からの海上保安庁に対する要請又は都道府県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリ

ング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行うこと。

第5 緊急事態応急対策における安全確保

- 1 緊急事態応急対策を行う職員の安全を確保するため、原子力防災用資機材を有効に活用すること。
- 2 緊急事態応急対策を実施するにあたっては、モニタリングの実施等による状況把握のほか、専門家等から安全確保上必要な情報を得ること。

第7節 原子力艦に係る災害応急対策

原子力艦に係る原子力災害が発生した場合は、事象に応じて第3章第4節又は第6節に準じた対応をとるものとする。

第4章 災害復旧・復興支援対策

第1 海上交通安全の確保

災害が発生した地域の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、災害復旧・復興に係る工事に関し、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第2 海底地形の調査等

被災地の復興計画の立案に必要な地方公共団体による津波浸水予測や海図の補正等に資するため、被災地の沿岸部等において海底地形の調査を実施するものとする。

第3 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言が行われた後も、警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、当該区域内の治安の維持及び当該区域に係る入域の制限等の実効を挙げるために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 地域防災計画の作成の基準

海上保安庁の所掌事務に関し、地方防災会議又はその協議会が作成する地域防災計画の作成の基準となるべき事項は、次のとおりとする。

なお、その作成に当たっては、管区本部等の長が海上保安庁防災業務計画に準拠し、地域の特性に配慮したものとなるよう留意するとともに、関係機関等のそれぞれの役割を明らかにした上で、相互の連携が図られるものとなるよう努めるものとする。

第1 災害予防

- (1) 防災訓練に関する事項
- (2) 海上防災講習会等啓発活動に関する事項
- (3) 調査研究に関する事項

第2 災害応急対策

- (1) 警報等の伝達に関する事項
- (2) 情報の収集に関する事項
- (3) 活動体制の確立に関する事項
- (4) 海難救助等に関する事項
- (5) 緊急輸送に関する事項
- (6) 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
- (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
- (8) 流出油等の防除に関する事項
- (9) 海上交通安全の確保に関する事項
- (10) 警戒区域の設定に関する事項
- (11) 治安の維持に関する事項
- (12) 危険物の保安措置に関する事項

第3 災害復旧・復興対策

別紙 船艇、航空機の輸送力の目安

1. 船艇

区分 船型		乗船可能人員（人）		搭載可能物資 （トン）
		限定沿海で3時間以 内とした場合	1. 5時間未満の 平水の場合	
巡	ヘリコプター2機搭載型 (ふそう型)	860	990	250
	ヘリコプター2機搭載型 (みずほ型)	1,555	1,815	217
	ヘリコプター2機搭載型 (しゅんこう型)	1,739	2,029	251
	ヘリコプター1機搭載型 (りゅうきゅう及びだいせん)	442	566	230
	ヘリコプター1機搭載型 (りゅうきゅう及びだいせんを除く)	420	480	230
視	3,500トン型(いず)	713	804	363
	3,500トン型(みやこ型)	280	325	226
	3,000トン型	1,150	1,312	328
船	1,000トン型(はてるま型)	141	165	240
	1,000トン型(くだか型)	135	135	57
	1,000トン型(くにさき型)	125	146	200
	1,000トン型(いわみ型)	122	143	190
	500トン型(ちとせ型)	115	135	70
	500トン型(かとり型)	85	97	24
	350トン型(あまみ型)	36	36	29
	350トン型(とから型)	47	50	30
	180トン型	28	28	46
	特130トン型	36	41	20
巡視艇	35メートル型	37	40	23
	30メートル型	36	41	20
	23メートル型	48	56	14
	20メートル型	26	28	14

区分 船型		乗船可能人員（人）		搭載可能物資 （トン）
		限定沿海で3時間以 内とした場合	1.5時間未満の 平水の場合	
測 量 船	平洋型	470	549	172
	昭洋型	682	778	400
	拓洋型	475	550	320
	明洋型	200	220	65
	天洋型	200	200	65
	27メートル型	17	20	11
	20メートル型	13	16	11
灯 台 見 回 り 船	23メートル型	13	16	11
	17メートル型	8	10	8
	15メートル型	5	5	3
	※搭載ゴムボートを降ろした場合	※15	※18	

- (注) 1 乗船可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
- 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。ただし、乗組員は除く。
- 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の目安とし、気象状況、物資の形状等によってはこの目安以下となる。

2. 航空機

型式		区分	座席数 (席)	搭載可能物資 (キログラム)	搬出入口を通る最大容積 (センチメートル) (高さ×幅×奥行き)
飛行機	ガルフストリーム・エアロスペース式G-V型		22	520	85×90×90
	ダッソー・アビエーション式ファルコン2000EX型		18	200	140×75×120
	ボンバルディア式DHC-8-315型		32	1,080	150×125×150
	サーブ・スカニア式SAAB340B型 サーブ式SAAB340B型		27	900	110×80×160
	ビーチクラフト式B300型		14	358	70×58×90
	テキストロン・アビエーション式172S型		4	30	95×40×85
回転翼航空機	ユーロコプター式EC225LP型 エアバス・ヘリコプターズ式EC225LP型		21	1,355	129×119×168
	アエロスパシアル式AS332L1型		19	670	135×135×160
	アグスタ式AW139型		15	151	112×118×182
	シコルスキー式S-76C型		14	250	125×70×175
	シコルスキー式S-76D型		14	96	125×70×175
	ベル式412型 ベル式412EP型		15	199	122×65×225
	ベル式505型		5	77	116×61×94

(注) 1 搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載(回転翼航空機は増槽タンクを除き満載)にした時のものである。

2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記が異なることがある。